

介護施設等の創設を条件に行う大規模修繕・耐震化整備補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護施設等の創設を条件に行う大規模修繕・耐震化整備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げるものをいう。

ア 特定施設入居者生活介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

イ 小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

ウ 認知症高齢者グループホーム（法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）

オ 介護老人保健施設（法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）

カ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）

キ 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）

ク 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）

(2) 広域型施設 次に掲げるもののうち、定員30人以上の施設及び事業所をいう。

ア 特別養護老人ホーム

イ 介護老人保健施設

ウ 軽費老人ホーム

エ 養護老人ホーム

(3) 大規模修繕 別表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(4) 耐震化整備 耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に広域型施設を運営し、新たに介護施設等を創設する者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、介護施設等1施設の創設につき広域型施設1施設の大規模修繕または耐震化に要する工事費及び事務費（当該工事の施行に必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。）とする。

2 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地並びに造園及び道路敷設に要する費用

(2) 門、柵及び塀の設置等の外構工事に要する費用

(3) 職員宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用

(4) 既存建物の買収に要する費用

(5) 建替えに要する費用

(6) 広域型施設に併設するショートステイにかかる費用

(7) すでに国及び県からその他の補助金を受け当該事業の経費の一部を負担している場合

(8) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助条件)

第5条 本補助事業の条件は以下に掲げるとおりとする。

(1) 創設する介護施設等と大規模修繕・耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内または近隣の設置に限定されない。

(2) 介護施設等の創設と大規模修繕・耐震化を必ずしも同一年度に着手する必要はなく、また、実施順序も問わないが、いずれも令和5年度中には着工することとする。

(3) 介護施設等の創設は、本市により選定され（事業完了日までに選定される見込みの施設等を含む。）、令和3年度以降に着工する施設等を対象とする。また、選定が不要な施設等については、開設に係る誓約書により確実に開設されることが担保される施設等を対象とする。

(4) 申請時に計画していた介護施設等の創設が実施されなかった場合は、補助金の全額を市に返還させることがある。

(5) 介護施設等の創設において、地域密着型サービス事業所整備費補助金の交付申請を妨げるものではない。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 交付基準額 123万円×広域型施設の定員数

(2) 工事費及び事務費に係る実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額とし、事務費については、工事費の2.6%を限度とする。）

(3) 事業が複数年度にまたがる場合の補助金は、交付申請時点における進捗率から算出した金額を上限とする。ただし、予算成立後の事由に基づき、補助対象事業が当該年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合における、翌年度への繰越を妨げるものではない。

（交付申請）

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助申請額算出調書（第1号様式）

(2) 事業費内訳書（第2号様式）

(3) 介護施設等の創設及び大規模修繕・耐震化整備事業計画書（第3号様式）

(4) 案内図、配置図、平面図及び立面図

(5) 見積書の写し

(6) 定款

(7) 財産目録

(8) 貸借対照表

(9) 設計管理委託契約書の写し

(10) 工事工程表

(11) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 歳入歳出決算（見込）書

(2) 補助精算額算出調書（第4号様式）

(3) 事業費精算内訳書（第5号様式）

(4) 介護施設等の創設及び大規模修繕・耐震化整備事業実績報告書（第6号様式）

(5) 事業完了を確認できる写真

(6) 創設した介護施設等を開設したことがわかる通知書類の写し

(7) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条第3号関係）

区 分	内 容
（１）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（３）施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（４）避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
（５）環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	ア 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 イ アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
（６）消防法、建築基準法等の関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法に規定する設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
（７）土砂災害等に備えた施設の一部改修等	ア 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 イ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
（８）施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
（９）その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）表中の「一定年数」は、おおむね10年とする。

第1号様式（第7条第1号関係）

補助申請額算出調書

施設名 ()

総事業費	補助対象 経費実支出 予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額	交付 基準額	所要額
A	B	C	D = B - C	E	F
円	円	円	円	円	円

(注) F 欄には、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額 (1,000 円未満切捨て) を記載すること。

第 2 号様式（第 7 条第 2 号関係）

事業費内訳書

区分	費目	総事業費	年度別内訳		備考
			年度 進 ち ょ く 率 (%)	年度 進 ち ょ く 率 (%)	
補助対象事業費	建築工事	円	円	円	補助金額 円 当該年度所要額 円 (進ちよく率 %)
	附帯工事				
	電気設備				
	空調設備				
	衛生設備				
	昇降機設備				
	諸経費				
	工事事務費				
	計				
補助対象外事業費	用地買収費				
	外構工事費				
	備品購入費				
	事務雑費				
	その他				
	計				
合計					

(注) 1 事業が単年度の場合は、総事業費欄のみ記載し、年度別内訳欄の記載は省略すること。

2 事業が複数年度にわたる場合は、各年度別内訳欄に工事の予定進ちよく率を記載し、事業費を予定進ちよく率に応じ按分すること。

第 3 号様式（第 7 条第 3 号関係）

介護施設等の創設および大規模修繕・耐震化事業計画書

1 介護施設等の創設

施設種別等	
設置主体	
施設等の名称	
所在地	
着工（予定）日	
竣工（予定）日	
開設（予定）日	

2 広域施設の大規模修繕・耐震化

施設種別等			
設置主体			
施設等の名称			
所在地			
権利形態	土地	1 所有	2 借地
	建物	1 所有	2 借家
整備区分			
整備箇所			
整備を必要とする理由及び整備内容			
着工（予定）日			
完了（予定）日			

第4号様式（第8条第2号関係）

補助精算額算出調書

施設名 ()

総事業費	補助対象 経費実支出 予 定 額	寄 付 金 その他の 収 入 額	差引額	交 付 決 定 額	所要額	差引額
A	B	C	$D = B - C$	E	F	$G = E - F$
円	円	円	円	円	円	円

(注) F 欄には、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額 (1,000 円未満切捨て) を記載すること。

第 5 号様式（第 8 条第 3 号関係）

事業費精算内訳書

区 分	費 目	総 事 業 費	年 度 別 内 訳		備 考
			年 度 進 ち ょ く 率 (%)	年 度 進 ち ょ く 率 (%)	
補 助 対 象 事 業 費	建 築 工 事	円	円	円	補助金額 円 当該年度所要額 円 (進ちよく率 %)
	附 帯 工 事				
	電 気 設 備				
	空 調 設 備				
	衛 生 設 備				
	昇 降 機 設 備				
	諸 経 費				
	工 事 事 務 費				
	計				
補 助 対 象 外 事 業 費					
	計				
合 計					

(注) 1 事業が単年度の場合は、総事業費欄のみ記載し、年度別内訳欄の記載は省略すること。

2 事業が複数年度にわたる場合は、各年度別内訳欄に工事の進ちよく率を記載し、事業費を進ちよく率に応じ按分すること。

第 6 号様式（第 8 条第 4 号関係）

介護施設等の創設および大規模修繕・耐震化事業計画書

1 介護施設等の創設

施設種別等	
設置主体	
施設等の名称	
所在地	
着工（予定）日	
竣工（予定）日	
開設（予定）日	

2 広域施設の大規模修繕・耐震化

施設種別等			
設置主体			
施設等の名称			
所在地			
権利形態	土地	1 所有	2 借地
	建物	1 所有	2 借家
整備区分			
整備箇所			
整備を必要とする理由及び整備内容			
着工日			
完了日			